

○真狩村地域おこし協力隊設置要綱

平成24年5月1日

要綱第1号

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本村において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、その定住、定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、真狩村地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域おこし活動及びコミュニティ活動の支援
- (2) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (3) 集落の維持活性化支援に係る活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) その他目的達成に資する活動

(任命又は委託)

第3条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、村長が任命又は委託する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 隊員の任命又は委託を受けた後において、直ちに本村に住民票を異動し当該住民票に記載された住所に生活の本拠を置くことができる者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者
 - ア 隊員の任命又は委託を受ける前において、三大都市圏をはじめとする都市地域等(地域おこし協力隊推進要綱に係る「特別交付税措置に係る地域要件確認表」で、本村に転出した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。)に住所を有する者
 - イ 本村以外の地方公共団体から推進要綱で定める地域おこし協力隊として委嘱を受け、2年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって、当該地域の地域おこし協力隊を解職された日から1年以内に委嘱を受ける者
 - ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)を終了したものであって、2年以上活動し、かつJETプログラムが終了した日から1年以内に委嘱を受ける者
 - エ 海外に在留し、住民基本台帳に登録されていない者

- (3) 過疎地域の活性化及び地域住民との協働活動に取り組む意思がある者
- (4) 任命又は委託期間満了後も本村で就業又は起業して定住する意欲のある者
(隊員の種別と身分)

第4条 隊員の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、その身分は当該各号に定める。

- (1) 任命隊員 地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員で、第2条に掲げる活動に従事する者
- (2) 委託隊員 第2条に規定する地域協力活動に従事する者として、前号に規定する者を除き、村長が委託する者。ただし、村との間に雇用関係は存在しない。

(任期)

第5条 隊員の任期は1年とし、最長3年まで延長することができる。ただし、地域協力活動として地場産業に従事する隊員が、次の各号に掲げる要件の下、任期終了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、村長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、2年を上限として延長することができる。

- (1) 当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして村長が認めるものであること
 - (2) 起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること
 - (3) 地域おこし協力隊員として村内に定住し、かつ、村内で起業・事業承継を行うこと
- 2 前項の場合において、隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する1年以内の期間(以下「育児等に係る活動中断期間」という。)が生じた場合(すでに育児等に係る活動中断期間が生じている場合を含む。)、育児等に係る活動中断期間を除いた3年以内の期間までとすることができる。
- 3 村長は、次の各号に該当する場合は、任期の途中であっても任命の取り消し又は委託契約の解約を行うことができる。
- (1) 本人から取り消しの願いがあった場合
 - (2) 隊員に不良行為が認められた場合
 - (3) 傷病、事故等により、地域協力活動の継続ができなくなった場合
- 4 隊員として任命又は委託を受けた者は、遅延なく本村に生活の拠点を移し住民票を本村に移動しなければならない。

(隊員の義務等)

第6条 隊員の任期中の義務、地域協力活動等の活動日数は次の各号による。

- (1) 隊員の地域協力等の時間は月160時間を基本とする。
- (2) 隊員は居住している地域で開催される共同作業、行事等には積極的に参加し

なければならない。

- (3) 隊員は、別記様式第1号により1月ごとに地域協力活動等の状況等を報告しなければならない。

(報酬等)

第7条 隊員の報酬等の額及び支給方法は次の各号に定める。

- (1) 任命隊員 真狩村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第20号）の定めるところにより支給する。
- (2) 委嘱隊員 村長は、委嘱隊員に対し、活動内容等に応じた報償費を予算の範囲内において支払う。
 - ア 報償費の月額は291,000円を上限とし、活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり14,550円が上限の日割り計算による支給とする。
- 2 報酬等の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たる時は、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。
- 3 村長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。
- 4 隊員には、同条第1項に規定する報酬のほか、隊員が地域協力活動に使用する必要な経費を予算の範囲内で助成する。
- 5 前項に規定するほか、隊員の地域協力活動を行うことができる活動支援団体等に助成することができる。

(住宅の指定)

第8条 隊員が地域協力活動中に生活する住居（以下「指定住宅」という。）は、原則として村が指定する。

- 2 指定住宅に係る家賃相当分は、別に支給する。
- 3 隊員が居住する住宅に係る光熱水費及び火災その他の保険料は、隊員が負担する。

(車両の使用)

第9条 任命隊員の地域おこし活動において車両が必要と認めるときは、真狩村役場庁用自動車管理規程（平成13年規程第2号）に基づき公用車の運転を許可し、車両を使用させることができる。

- 2 隊員の域おこし活動において車両が必要と認めるときは、隊員の同意を得た上で当該隊員が所有する車両を借り上げて、車両を使用させることができる。

なお、村の依頼により当該隊員が所有する車両を使用する場合には、職員の自家用車による公務使用規程に基づく登録をしなければならない。

- 3 村が隊員から車両を借り上げた場合の賃借料(燃料代含む。)は、月額15,000円とする。

(地域おこし活動の支援等)

第10条 村長は、隊員に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 地域おこし活動に関するコーディネート
 - (2) 地域等との調整及び住民への周知
 - (3) 地域への定住のためのサポート
 - (4) その他、円滑な地域おこし活動に必要な事項
- 2 村長は、隊員の地域おこし活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。
 - 3 村長は、隊員の地域おこし活動に関して必要な指導、助言を行うことができる。

(インターン)

第11条 村長は、協力隊への応募を希望し、かつ、第3条の要件を満たす者を地域おこし協力隊インターン(以下「インターン」という。)として委嘱することができる。なお、インターン参加者は村内への住民票の異動を要しない。

- 2 インターン参加者は、2週間以上3ヶ月以下の期間、地域協力活動に従事するものとする。
- 3 インターンの報酬は、日額12,000円を上限とする。
- 4 村長は、インターンの地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支出する。
- 5 第5条第2項、第8条及び第9条の規定はインターンについても準用する。

(守秘義務)

第12条 隊員は、地域おこし活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日要綱第1号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日要綱第1号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月13日要綱第3号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月30日要綱第4号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)